

電子情報通信学会 コンピュータシステム研究専門委員会 表彰規定

2011年7月27日 研究専門委員会承認

第1章 総則

第1条 この規定は電子情報通信学会、定款第4条ホ項に基づく電子工学および情報通信に関する学術または関連事業に関し、コンピュータシステム研究専門委員会が行う表彰について定める。

第2条 表彰の種類は研究会優秀若手講演賞、および、研究会優秀デモ/ポスタ賞とする。

第3条 研究会優秀デモ/ポスタ賞の表彰規定は別途定める。

第2章 研究会優秀若手講演賞

第4条 1. 研究会優秀若手講演賞は、毎年6月1日より翌年5月31日までに開催された本研究会が主催する第1種研究会において一般講演を行った者のうち、開催期間最終日である5月31日において33歳未満の、特に優秀な講演を行った者を表彰する。

2. 表彰件数は年間を通じ発表件数の5%程度に定める。

3. 賞状を授与する。

第3章 選考方法

第5条 表彰選考は以下に定めるところにする。

1. 座長および専門委員に投票用紙を配布し、研究会の最後に投票する。

2. 専門委員長は、高得点順に発表件数の15%程度の数の発表をメールにより専門委員に公示する。専門委員は一人表彰件数の分の票を持ち、発表に対してメールにより投票を行う。投票については専門委員長が管理し、投票期間を定め、集計を行う。専門委員長には投票権はなく、得票数が同数で決着が付かない場合のみ投票を行う。

3. 専門委員長は、受賞者が決定したら速やかに専門委員および本人に選考理由を添えて通知する。

付則

1. 本規定の改定は研究専門委員会の承認を得るものとする。

2. 本規定はコンピュータシステム研究専門委員会のWebサイトで公開するものとする。

3. 本表彰規定は平成23年7月研究会より施行する。

(2015年8月5日改定)

以上